

富士宮市都市公園キッチンカー出店申込申請要項

1 目的

富士宮市都市公園の利用者の利便性向上及び公園の賑わい創出、魅力向上のため、キッチンカー（移動販売車）の出店者を募集します。

2 募集場所

公園名：白尾山公園、明星山公園野球場

※設置場所以外の公園で出店を希望する場合は、公園管理者との協議により、出店の許可をする場合もあります。

※管理上の都合により出店をお断りする場合もあります。

3 販売品目

酒類を除く飲食物（食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物）

4 営業時間

午前10時から午後4時まで（午前9時から午後5時まで入退出可能）

上記時間以外の出店は、事前にご相談ください。

5 出店料（使用料）

1台につき一律25平方メートルとし、1日あたり1,100円

（25㎡×行為許可44円/日・㎡）

6 出店申込資格と制限

（1）出店申込資格

- ア 公的機関の発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。
- イ 営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。
- ウ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有するものであること。
- エ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。
- オ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者。

（2）出店申込制限

- ア 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- イ 国税及び地方税を滞納している者。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）、暴力団又は暴力団員等の密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。
- オ 法律行為を行う能力を有しない者。
- カ 代表者が成年被後見人、被保佐人または破産者である者。

7 出店申込から出店開始までの流れ

(1) 申込

下記8 (1) に指定する書類を提出ください。

※特別な事業がある場合を除き、使用日の3カ月前（土日祝日の場合はその翌日）から出店希望日の2週間前までにご提出ください。

例) 使用日が8月10日の場合、申込受付開始は5月11日から

※出店は先着順になりますが、今後、申請のニーズの高まりによっては抽選制に移行する可能性があります。

(2) 審査・許可

申請書類をもとに出店が適当なものか審査し許可します。

(3) 許可書交付・使用料納付

許可書と納付書を発行しますので、出店日以前に納付してください。

(4) 出店開始

当日は許可書と納付書（納付済）をご持参の上、出店ください。

8 申込

(1) 提出書類

公園内行為許可申請書（富士宮市都市公園条例施行規則 第6号様式）をご提出ください。

※下記2及び添付①～⑦は当該年度の初回申込時のみご提出ください。ただし、営業許可等の期限が申請年度の途中で切れる場合や変更があった際は、再度提出してください。

2 キッチンカー出店申込書（様式1号）

添付① 営業許可証一式の写し

添付② 食品衛生責任者の写し

添付③ 生産物賠償責任保険(PL 保険)の証明書の写し

添付④ 完納証明書又は納税証明書等の未納がないことの証明

添付⑤ 誓約書（様式2号）

添付⑥ 車検証（キッチンカー）

添付⑦ 販売車写真画像（車幅・車高を記入）

(2) 提出場所

場所 富士宮市振興公社（富士宮市都市公園指定管理者）

富士宮市役所 地下1階（静岡県富士宮市弓沢町150番地）

電話 0544-22-1211

方法 書類確認のため窓口までご持参ください。（郵送不可）

8:30～17:00（但し土日祝日は除く）

9 許可条件等

(1) 営業のために必要なすべての費用は出店者の負担とし、キッチンカーの配置等を事前に指定管理者と協議すること。

(2) 原則、公園の電気設備・排水設備・水道設備は使用しないこと。

(3) 申請に虚偽があった場合、許可条件を守らない場合、出店者が使用料等を滞納した場合、公序良

俗に反する使用をした場合には、使用許可を取り消すことができるものとする。

- (4) 使用期間が終了したとき、又は許可が取り消されたときは、出店者の負担により、公園管理者が指定する期日までに使用箇所を現状に回復すること。
- (5) 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
- (6) 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- (7) 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。
- (8) 園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。

10 その他留意事項

- ア 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、メール等で連絡すること。
- イ 園内移動はハザードランプを点灯し、公園利用者を最優先に徐行すること。
- ウ キッチンカー及び備品等の破損、紛失等について一切責任を負わない。
- エ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を報告すること。
- オ 出店中はBGM等の使用はしないこと。
- カ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- キ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- ク 出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うことと。
- ケ 許可内容(公園内の出店情報等)とは関係のない広告等は行なわないこと。
- コ 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- サ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者に配慮すること(正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等)

11 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については法令(富士宮市の条例、規則等を含む。)の定めるところによるもののほか、本市又は指定管理者と出店者の協議の上処理するものとします。

12 要項の変更等について

運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改訂・廃止する場合があります。

13 本要項に関する問い合わせ先

富士宮市弓沢町150番地

富士宮市 環境部 花と緑と水の課 公園緑地係

電話：0544-22-1168 FAX：0544-22-1140

MAIL：midori@city.fujinomiya.lg.jp